

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」登録確認機関について

公益財団法人さいたま市産業創造財団では下記対象事業者の皆さまについて「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」申請にかかる登録確認機関として事前確認を行います。

なお、本業務は「**完全予約制**」にて実施いたしますので、下記の記載内容をご確認の上、ご連絡ください。

【対象事業者】

下記①、②いずれにも該当する方

- ①原則として、さいたま市内で主たる事業を営んでいる法人及び個人事業主
*市内の本店登記（法人の場合）、もしくは市内に住民登録をしている（個人事業主の場合）以外の事業者であっても事業を営んでいることが確認できる場合も対象と致します。

- ②「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付対象であること
(給付については経済産業省の資料をよくお読みいただくようお願いいたします)
https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html

※事前確認にあたっては、**所属団体、事業性の与信取引先、顧問等が登録確認機関であれば、電話等のみにて**事前確認を受けることもできますので、まずはこちらでの事前確認をご検討ください。

(こちらの URL から登録確認機関の確認ができます)

<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search/>

I. 事前確認ご予約前の確認事項

【確認事項】

1. 事前確認にかかる準備

事前確認の実施に際し、以下の準備が必要となりますので、ご確認、ご対応の上、事前予約をお願いいたします。

①申請IDの取得

申請に際し、仮登録（申請ID発番）が必要となりますので、下記URLにて申請IDの取得をお願いいたします。

<仮登録（申請ID発番）URL>

<https://registration.ichijishienkin.go.jp/register-user/entry>

②事前確認時の必要書類について **※重要**

事前確認時の必要書類については、必ず「一時支援金」ホームページ（下記URL）をご確認ください。

<一時支援金ホームページ>

<https://ichijishienkin.go.jp/>

2. 事前確認にあたって

- ①事前確認の完了をもって、給付対象になるものではございません。
- ②事前確認時の必要書類等について、個別の相談等はお受付出来ませんので、申請にあたっての個別のご相談については下記へお問い合わせ頂けますようお願いいたします。

【一時支援金に関するお問い合わせ・相談窓口】

申請者専用 0120-211-240 (フリーダイヤル)
03-6629-0479 (通話料がかかります：IP電話等からのお問い合わせ)
受付時間 8:30～19:00 (土日、祝日含む全日対応)

Ⅱ. 事前確認ご予約について

【事前確認実施機関】

公益財団法人さいたま市産業創造財団

【実施概要】

1. 事前確認予約受付及び実施時間

平日 9:00～16:00 (土日、祝日除く)

2. 実施場所

公益財団法人さいたま市産業創造財団

(住所：さいたま市中央区下落合 5-4-3 さいたま市産業文化センター 4階)

* 場所につきましては弊財団ホームページにてご確認願います

(URL) <https://www.sozo-saitama.or.jp/access/>

3. 予約受付

048-851-6652 へお電話ください。

4. 確認方法

- ①対面による確認 (上記 2. 実施場所にお越しいただく)。
- ②TV会議等による確認